



茨城県報

第 381 号

令和 5 年 (2023 年) 2 月 9 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 鳥獣捕獲等事業の変更認可 (環境政策課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3 件) (障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (8 件) (障害福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (2 件) (障害福祉課) 5
- 青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) 5
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (5 件) (中小企業課) 7
- 家畜等の移動等の禁止について (畜産課) 11
- 疑似患畜の発生について (畜産課) 11
- 家畜等の移動等の禁止について (畜産課) 13
- 疑似患畜の発生について (畜産課) 13
- 家畜等の移動等の禁止について (畜産課) 15
- 木材業者等の登録 (林政課) 15

公 告

- 茨城県土地利用基本計画の変更 (地域振興課) 15
- 都市計画事業の施行者の名称等 (4 件) (道路建設課) 16
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 18
- 入札公告 (管財課) 18
- 入札公告 (情報システム課) 24
- 入札公告 (生活衛生課) 29
- 入札公告 (2 件) (営業企画課) 35
- 入札公告 (会計管理課) 43
- 入札公告 (2 件) (医療大学) 47

(教 育 委 員 会)

- 入札公告 56

(警 察 本 部)

- 入札公告 64

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示 (5 件)69

告 示**茨城県告示第120号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月9日

茨城県知事 大井川 和彦

【認定鳥獣捕獲等事業者】

(1)名称 一般社団法人茨城県猟友会

(2)住所 茨城県笠間市石寺680番地

(3)代表者の氏名 村上 典男

変更事項：事業管理責任者

(変更前) 棚谷 稔

(変更後) 高村 次雄

茨城県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年2月9日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811500297	ウィズ	茨城県北茨城市磯原町磯原158-2	株式会社Ris m	東京都千代田区飯田橋四丁目7-4 飯田橋グランプラス2F	令和5年 2月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年2月9日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811800309	麗翠堂デイサービス 岩井	茨城県坂東市矢作292番地	有限会社ワイオハ	千葉県野田市宮崎123番地の16	令和5年 2月1日	共生型生活介護

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1 の担当所属へ郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 契約書作成の要否

- (1) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 本公告各項の詳細

入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

(1) Service required:

Full cleaning service Ibaraki Prefectural Police Headquarters 1set

(2) Time limit for Tender:

Time limit for tender (by system) :5:00pm, March 23, 2023

Time limit for tender (by hand) :5:00pm, March 22, 2023

Time limit for tender (by mail) :5:00pm, March 22, 2023

(3) Contact point for the notice:

Equipment And Facilities Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8550, Japan

Phone:029-301-0110

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

大洗サンビーチにおけるはまぐりの過剰採捕の抑制及び持続的な利用の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 9 日

茨城海区漁業調整委員会

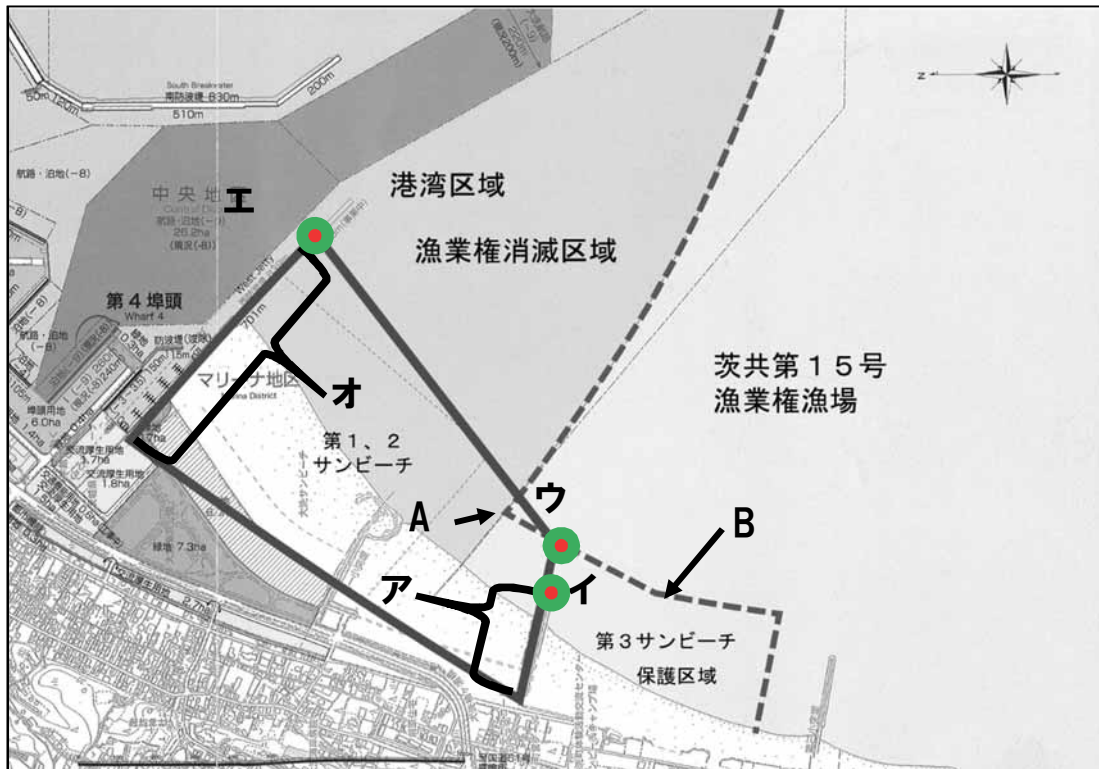
会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「第 1・第 2 サンビーチ」という。）においては、はまぐりを採捕ができる重量を、1 人 1 日あたり 1 k g までとする。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

採捕量の制限を設定する区域		
区 域	基 点 等 の 位 置	
大洗 サンビーチ (第 1・第 2 サ ンビーチ)	イ、ウ及びエ の各点を順次に 結んだ線とア、 オ及び最大高潮 時海岸線によっ て囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：A と B を結んだ線とイから 104 度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの沖側突端部の点 オ：大洗港区西防砂堤 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第 6 号から 30 度 35 分（真方位）1,099 メートルの点を中心とする半径 3,600 メートルの円と基点第 7 号から 110 度 46 分 49 秒（真方位）引いた線との交点 B：基点 7 号から 161 度 32 分 17 秒（真方位）640 メートルの点 基点 6 号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点 7 号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 66 地先に設置した標識

- 2 この指示の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、第 1・第 2 サンビーチにおけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

採捕数量制限の設定区域図



第 1 ・第 2 サンビーチにおけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 5 年 2 月 9 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 第 1 ・第 2 サンビーチにおいて、制限を超えるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書 (様式第 1 号) を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証 (様式第 2 号) を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項 (氏名又は名称を除く) に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書 (様式第 3 号) を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書 (様式第 4 号) を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

第 1・第 2 サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(電話番号)

委員会指示に基づく採捕量を設定する区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書等

様式第 2 号

茨調第 号 第 1 ・ 第 2 サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

第 1 ・ 第 2 サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

第 1 ・ 第 2 サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由